平成２３年（フ）第１３号
北海道十勝郡浦幌町字万年353番地36
債務者　佐藤　和明
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
東京都西東京市向台町４丁目22番43号アゼル向台202号
債務者　津村あおい
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２号
熊本県天草市山の手町1733番地１
債務者　吉原壽美子（旧姓髙梨）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第３号
熊本県天草市山の手町1733番地１
債務者　吉原　隼人
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第４号
熊本県天草市小松原町22番８号　松原アパート
債務者　金子　和司
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第７４０号
静岡県浜松市西区篠原町21884番地の３、前住所静岡県浜松市中区山手町18番22号
債務者　松永　邦夫
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７４１号
静岡県浜松市西区篠原町21884番地の３、前住所静岡県浜松市中区山手町18番22号
債務者　松永千重子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の159　アルカディアマンション301
債務者　寺本ユミこと　テラモト　ルーズビミンダ　デロス　レイエス
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９５１号
川崎市高津区溝口２丁目18番25号　青葉荘101
債務者　伊藤　　光
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１０６号
東京都世田谷区若林４丁目25―13
債務者　谷　三千年
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７号
静岡市清水区西久保１丁目10番８号　西久保荘２Ｆ―Ｃ号室
債務者　今井　紀子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
静岡県島田市南１丁目７番28号
債務者　小山奈々子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１号
静岡市駿河区中島1062番地の１　マルサ大長マンション305号室
債務者　奥田　純子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
静岡県焼津市利右衛門2525番地の２、旧住所静岡県藤枝市高洲2018番地５
債務者　村松　一弘
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部